

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件
国側当事者・国
令和元年6月28日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	世良 正治
同	須波 敏之
同	神山 典子
同	藤井 秀一
同	藤山 秀樹
被告	Y株式会社
同代表者代表取締役	A

主 文

- 1 被告は、原告に対し、516万9845円及びこれに対する平成29年6月27日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

別紙訴状の写しの「第2 請求の原因」記載のとおり

2 請求原因に対する認否

争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 証拠（甲1の1ないし甲14の2）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因事実はいずれも認められる。
- 2 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第42部
裁判官 安田 裕子

(別紙)

訴 状

平成31年2月28日

東京地方裁判所 御中

原告指定代理人	高 松 浩
	須 波 敏 之
	神 山 典 子
	藤 井 秀 一
	藤 山 秀 樹
原 告	国
代表者法務大臣	山 下 貴 司
指 定 代 理 人	高 松 浩
	須 波 敏 之
	神 山 典 子
	藤 井 秀 一
	藤 山 秀 樹
被 告	Y株式会社
代表者代表取締役	B

差押債権取立請求事件

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金516万9845円及びこれに対する平成29年6月27日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 第1項につき仮執行宣言。

第2 請求の原因

1 前提となる事実

- (1) 訴外C（以下「滞納者」という。甲第1号証の1及び2）及び訴外D（以下滞納者及び訴外Dを併せて「滞納者ら」という。）は、平成27年8月26日、被告（甲第2号証の1及び2）との間で、別紙不動産目録の項番1記載の土地（以下「本件土地」という。甲第3号証の1）並びに項番2及び3記載の各建物（以下「本件各建物」といい、本件土地と本件各建物を併せて「本件各物件」という。甲第3号証の2及び3）について、被告が本件各物件を取得後、本件各建物を使用収益せずに解体し、（本件土地上に）中高層共同住宅を建築して、第三者に譲渡する目的で買い受けることを確認の上、滞納者らを売主、被告を買主として売買契約を締結した（以下「本件売買契約」という。甲第4号証）。

また、滞納者らは、同日、被告との間で、滞納者らが本件土地を被告に譲渡し、被告が本件土地上に建物を建設した上、本件土地の対価に相当する当該建物の一部及び土地持分（以下「滞納者ら取得土地建物」といい、このうち滞納者が取得する部分を「滞納者取得土地建物」という。）を滞納者らに譲渡する旨の等価交換基本協定を締結した（以下「本件等価交換基本協定」という。甲第5号証）。

なお、滞納者らと被告は、本件土地の対価と滞納者ら取得土地建物の対価との交換差金は、本件土地の対価から滞納者らが「負担すべき諸経（引用者注：諸経費の誤記と解される。）」を差し引いた残金とし、支払期日については、協議の上、後日決定することとした（甲第5号証・第3条）。

- (2) 滞納者らは、平成27年9月14日、被告との間で、本件等価交換基本協定に基づいて、本件各物件の売買価額1億6000万円から滞納者らで負担する諸経費の額4866万0310円を差し引いた残金1億1133万9690円の2分の1（滞納者の持分）から、滞納者取得土地建物の対価の額4550万円を差し引いた1016万9845円を滞納者が取得する交換差金（以下「本件交換差金」という。）の額とする旨確認し、覚書を作成した（甲第6号証・項番2）。

なお、本件交換差金の支払について、被告は、滞納者に対し、①本件売買契約に係る契約書記載の決済時に500万円、②滞納者が取得する住戸（以下「滞納者取得住戸」という。）の引渡し時に残金516万9845円をそれぞれ支払うこととし（甲第6号証・項番3）、滞納者は、平成27年9月14日、被告から振込入金により500万円の支払を受けた（甲第7号証の問答11及び資料4）。

また、被告は、同日、本件土地について所有権移転登記を経由した（甲第3号証の1）。

- (3) さらに、滞納者らは、同日、被告との間で、滞納者らから被告に対し本件各建物の所有権移転を行わないこと、被告が本件各建物を解体した後、滞納者らが本件各建物の滅失登記を行うこと等を確認し、その旨の覚書を作成した（甲第8号証）。

その後、本件各建物は、平成28年2月1日に取り壊された（甲第3号証の2及び3）。

(4) 被告は、滞納者と被告が行った取引に関する原告からの照会に対し、平成29年1月17日付けで、「所有土地の売却による等価交換」に係る被告の滞納者に対する債務額が、同日現在、516万9845円であり、その支払期日は、同年5月末日に予定されている「住戸引渡し時」である旨回答した（甲第9号証）。

(5) 滞納者は、被告から、本件土地上に平成29年4月28日に新築された「E」という名称の建物（以下「本件マンション」という。）の501号室（甲第10号証）について、滞納者取得住戸として同年6月9日に鍵の引渡しを受け（甲第7号証の問答12ないし16）、同月26日に、同地に住民票を異動した（甲第1号証の1及び2）。

2 滞納者に対する原告の租税債権の存在

原告（所轄庁：中野税務署長）は、滞納者に対し、平成29年1月30日当時、別紙租税債権目録記載のとおり、既に納期限を経過した租税債権（以下「本件租税債権」という。）297万4900円（ほかに未確定延滞税あり。甲第11号証の1）を有しており、平成31年1月31日現在、その全額が未納となっている（甲第11号証の2）。

3 原告による本件債権の差押え及び取立権の取得

(1) 中野税務署長は、平成29年1月30日、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47条1項及び62条の規定に基づき、滞納者が被告に対して有する本件交換差金の残額516万9845円の支払請求権（以下「本件債権」という。）を差し押さえ（甲第12号証の1）、その債権差押通知書は、同年2月2日、被告（第三債務者）に送達された（甲第12号証の2）。

(2) 前記(1)の差押えにより、原告は、徴収法67条の規定に基づき、本件債権の取立権を取得した。

4 被告が本件債権に係る債務の支払をしないこと

(1) 本件債権に係る債務の履行期限が到来したこと

本件債権に係る債務の履行期限は、被告が滞納者に、滞納者取得住戸の引渡しをした時である（甲第6号証・項番3②、同第9号証）。

そして、滞納者取得住戸の所有権は、本件等価交換基本協定において、被告が本件土地上に建設予定の建物完成時に被告から滞納者に移転し、被告は、滞納者に対し、滞納者取得住戸を引き渡すとされていたところ（甲第5号証・第10条）、前記1(5)で述べたとおり、滞納者は、被告から本件マンションの501号室を滞納者取得住戸として引渡しを受け（甲第7号証の問答12ないし16）、平成29年6月26日、同地に住民票を異動し（甲第1号証の1及び2）、現に居住している。

したがって、滞納者は、遅くとも住民票を現在の住所地に異動した平成29年6月26日までに被告から滞納者取得住戸の引渡しを受けたことは明らかであるから、本件債権に係る債務の履行期限は既に到来している。

(2) 被告が本件債権に係る債務の支払をしないこと

前記(1)で述べたとおり、平成29年6月26日までには本件債権に係る債務の履行期限は到来しているが、被告は、原告に対し、同債務の支払をしなかった。

そこで、原告は、被告に対し、平成29年12月8日付け「差押債権支払催告書」と題する文書（甲第13号証の1）を送付し、当該文書は、同月11日に被告に到達したが

(甲第13号証の2)、被告は同債務の支払をしなかった。

その後、原告は、再度、同債務の支払を求めるため、被告に対し、平成30年10月22日付け「差押債権に係る弁済の履行催告書」と題する文書(甲第14号証の1)を送付し、当該文書は、同月25日に被告に到達したが(甲第14号証の2)、被告は現在に至るまで同債務の支払をしていない。

第3 結語

よって、原告は被告に対し、本件債権516万9845円及びこれに対する平成29年6月27日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による金員の支払を求める。

別紙 省略